

第9節 無線通信士、海技士等の資格による免許状の取得

次の表の基礎資格を有する者は、教育職員検定によりそれぞれ右欄に掲げる免許状を取得することができる。

基礎資格一覧表（施行法第2条第1項の表第20号の2、第20号の4、県教委規則第4条）

基 礎 資 格	受けようとする免許状	免許教科
第1級総合無線通信士又は第1級陸上無線技術士の資格を有し、3年以上無線通信に関し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの	中学校教諭二種免許状	職 業
	高等学校教諭一種免許状	工 業
3級海技士（航海）又は3級海技士（機関）の海技免状を有し、5年以上船舶に関し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの	中学校教諭二種免許状	職 業
	高等学校教諭一種免許状	商 船

〔注〕 免許状を取得する場合、単位の修得は必要としない。